

「山口県再就職チャレンジ支援事業」にかかるQ&A

Q 1 本社が県外で県内の営業所に勤務した場合、対象となるか

A 対象となります。

Q 2 人手不足の事業所にパートとして雇用され、後に正社員となった場合、対象となるか

A 対象となりません。

Q 3 親族が経営している事業所に正社員として雇用された場合、対象となるか

A 対象となります。ただし、役員の場合は対象外となります。

Q 4 同一事業所内において、事務職から介護士や建設作業員等になった場合、対象となるか

A 再就職となっていないため、対象となりません。

Q 5 大工から左官に転職した場合、対象となるか

A 日本標準産業分類の大分類のなかでの転職は対象となりません。なお、建設業と土木建築サービス業のなかでの転職も対象外となります。

Q 6 県外の建設業の会社を退職し、1年以内に県内の建設業の会社に雇用された場合、対象となるか

A 対象となります。

Q 7 一人親方として建設業に従事していたが、廃業して1年以内に建設業の会社に正社員として雇用された場合、対象となるか

A 県内の同業種の業務に正社員として従事したこととなり、対象となりません。過去1年以内に同業種に役員として従事した場合も対象外となります。

Q 8 建設業に作業員として雇用されたが、書類作成等の業務を行えないのか

A 作業日報等、業務に必要な書類を作成することは可能ですが、主として書類作成を行う者は対象外となります。

Q 9 介護・小売り等幅広い業種を行っている業種の場合、業種は何になるのか

A 事業所ごとに判断することとなります。同一法人において、小売り、介護等の複数の事業所がある場合、小売りの事業所に勤務する場合は小売業、介護の事業所に勤務する場合は老人福祉・介護事業となります。

Q 1 0 バスの運行計画を作成する職種や車両の整備士は対象となるか

A バスの運行計画は事務的作業にあたり対象外となります。車両の整備士は対象となります。

Q 1 1 介護事業所における調理員、相談員、運転手は対象となるか

A 調理員、相談員、運転手は、総務・経理等の事務的作業ではないため、対象となります。

Q 1 2 派遣として従事している事業所に正社員として雇用された場合、対象となるか

A 労働者派遣業は日本標準産業分類のサービス業であり、サービス業からの転職となり対象となります。

Q 1 3 1年以内に病院内において、介護士として勤務した後に介護事業所に就職した場合は対象となるか

A 業種が病院から介護事業所に職種転換しており、対象となります。

Q 1 4 病院内の介護士として就職した場合、対象となるか

A 病院は日本標準産業分類の医療の区分となり、対象となりません。

Q 1 5 介護福祉士の有資格者が介護事業所に就職した場合、対象となるか

A 過去1年以内に介護事業所等での勤務歴がなければ対象となります。

Q 1 6 介護事業所に理学療法士、看護師等として就職した場合、対象となるか

A 過去1年以内に介護事業所での勤務歴がなければ対象となります。

Q 1 7 食品製造業から機械製造業に就職した場合は対象となるか

A 日本標準産業分類の大分類の中での転職は対象となりません。

Q 1 8 県外居住者が、山口県内の事業所に勤務する場合は対象となるか。

A 山口県内の事業所に勤務していれば、対象となります。

Q 1 9 山口県内居住者が、山口県外の事業所に勤務する場合は対象となるか。

A 山口県外の事業所に勤務する場合は、対象外となります。

Q 2 0 履歴書の写しについて、事業主による原本証明とはなにか。

A 正社員として雇用された事業所に提出した履歴書と相違がないことを、事業主に証明してもらってください。記載内容は、原本と相違ない旨記載し、証明した年月日、企業名及び代表者氏名を記載してもらってください。

(例) この写しは、原本と相違ありません。

令和2年11月24日

株式会社 山口県

代表取締役 山口 次郎